

## 習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例施行規則の一部改正について

令和7年4月1日、清潔できれいなまちづくりを推進するため「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」を施行しました。以後、違反行為を行ったものに対して指導、過料処分等を行ってまいりましたが、特に生活環境が損なわれる給餌行為について状況が改善されないことから下記のとおり条例施行規則の一部を改正し、生活環境が損なわれる給餌に係る過料額を変更しました。

### 記

#### ○改正点

過料の額 現行 2,000 円

改正後 2,000 円。ただし生活環境が損なわれる給餌の過料額を 2 回目以降一万円とします。

#### ○施行期日

令和8年4月1日

#### ○公表の方法

広報紙、ホームページにて公表

### 【参考】新旧対照表

現行	改正後
(過料処分)	(過料処分)
第7条 略	第7条 略
2 略	2 略
3 条例第14条第1項の規定により科する過料の額は、2,000 円とする。	3 条例第14条第1項の規定により科する過料の額は、2,000 円とする。
(追加)	4 前項の規定にかかわらず、条例第8条の規定（生活環境が損なわれる給餌に係るものに限る。以下この項において同じ。）に違反したことにより条例第14条第1項の規定に基づき過料に処された者を、再び条例第8条の規定に違反したことにより条例第14条第1項の規定に基づき過料に処する場合の過料の額は、1万円とする。

以上